

財務省知出第銀田五十九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十五条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十一一年六月大藏省知出第十九回印）の一部を次のものに改正し、平成十八年四月一日以後統計上記上記の貨物につて適用する。

平成十八年三月三十日

財務大臣 谷垣 複一

輸入統計品目表第11708・000号を次のように改める。

2709.00	石油及び墨青油（原油に限る。）	K L	K G
100	- エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフイン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるもの	K L	K G
900	- その他のもの	K L	K G

同表第11708・000号

「

- - - - - その他のもの
- - - - - 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）

131 - - - - - 温度15度における比重が0.8017以下のも

の

K L K G

132 - - - - - その他のもの

- - - - - その他のもの

K L K G

181 - - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用す

するもの

K L K G

- - - - - その他のもの

- - - - - その他のもの

K L K G

137 - - - - - 自動車の燃料用のもの

- - - - - その他のもの

K L K G

181 - - - - - その他のもの
- - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用す

るもの

K L K G

- - - - - その他のもの

- - - - - 航空機用のもの(アンチノック剤を加え

てないものを含む。)

131 - - - - - 温度15度における比重が0.8017以下の

もの

K L K G

132 - - - - - その他のもの

137 - - - - - 自動車の燃料用のもの

139 - - - - - その他のもの

火炎の
度

回転炉の火炎の度

3603.00	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	K G
100	- 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造の点火具のうち、電極を含めた長さが1.4センチメートル以上2.6センチメートル以下のもので、点火部の直徑が0.7センチメートル以上1.2センチメートル以下のもの（点火部が複数あるものを含む。）	K G
200	- その他のもの	K G